

恵庭市アイヌ施策推進地域計画

令和6年3月18日認定

変更後	変更前
1～5 (略)	1～5 (略)
6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4と同じ 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>6,907千円</u>	6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4-4と同じ 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>7,082千円</u>
7 (略)	7 (略)
8 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (1) 目標の達成状況にかかる評価の手法 3に記載するK P Iである、 <u>全事業の総参加人数</u> について公表する。また有識者委員会により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。	8 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (1) 目標の達成状況にかかる評価の手法 3に記載するK P Iである、 <u>アイヌ文化マスター育成事業への参加人数</u> について公表する。また有識者委員会により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。
8 (2) ～ (3) (略)	8 (2) ～ (3) (略)
9～10 (略)	9～10 (略)

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
恵庭市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道恵庭市

- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

- (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

恵庭市においては、市の名称である「恵庭」、市内の中心部を流れる「漁（いざり）」川などアイヌ語由来の地名が数多く残されている。明治後期から大正時代にかけては旧カリンバ川中流域の恵庭・千歳地区にまたがって「カマカコタン」があり、歴史的にアイヌ文化等に関わりが深い。発掘調査でも市内各地の遺跡からアイヌが暮らしていた痕跡が確認されている。中でも旧カリンバ川上流右岸の約1kmの範囲からは推定300～500年前の建物跡が100軒以上見つかっており「カリンバコタン」とも呼ぶべき集落が連綿と長期間に渡り営まれたと考えられる。しかし、残念なことに伝承の記録等が残っていない。チャシ跡に関しては、令和5年時点で茂漁チャシ跡、島松Bチャシ跡、島松Cチャシ跡、カリンバチャシ跡の4か所が確認されている。カリンバチャシ跡は部分的に発掘調査が行われており、アイヌ文化期の溝状遺構と柱穴列が確認されている。恵庭市西側の山岳地帯にはシラッチセ（岩屋）と呼ばれるアイヌが熊猟をした際の拠点が3か所現存する。本流の岩屋、三股の岩屋、金山沢の岩屋で、いずれも溶結凝灰岩が南側にひさし状にせり出した地形で、日当たりが良く雨や雪を避けられる場所を利用している。アイヌはここに設置した仮小屋に寝泊まりし、冬眠明けの熊を狙って猟を行った。捕獲した熊は山で解体し、頭骨を岩屋の祭壇に祀ってオプニレ（熊送り）を行った。現存する岩屋が使われた記録が残るのは昭和時代以降だが、かなり昔から岩屋を拠点とする熊猟がアイヌにより行われていたと考えられる。

恵庭市には昭和50年に恵庭アイヌ協会（旧社団法人北海道ウタリ協会恵庭支部）が設立され、これまでアイヌ文化の復興や伝承を図ってきた。恵庭アイヌ協会の会員数は平成18年には20世帯を数えたが、令和5年12月現在7世帯と減少が著しい。またアイヌにルーツを持ちながらも自ら「アイヌ民族」を表明しない人々や自覚しない人々（サイレントアイヌ）もいるものと推察される。このような中で恵庭アイヌ協会は平成24年から本流の岩屋でシラッチセカムイノミ（岩屋での祈りの儀式）を開催し、また令和5年10月には恵庭市埋蔵文化財整理室でカムイノミ・イチャルパを実施

し、アイヌ文化の保護と継承に努めてきた。

恵庭市郷土資料館では、平成28年に企画展「モノから見たアイヌ文化」を開催し、翌29年には（公財）アイヌ文化振興・研究推進機構（当時）の助成金を利用して常設展示室第3部「アイヌモシリ」を改修し、恵庭のアイヌ文化の特徴である考古資料の刀や刀子を数多く展示するなど、市内ではアイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られた。さらに令和3年からは、アイヌ政策推進交付金を活用して市内の中高生6名を対象としたアイヌ文化マスター育成事業や、一般市民を対象としたアイヌ文化学習見学会を開催している。令和5年からは市民に向けたさらなる学習機会を提供するためにアイヌ文化講演会も開催している。このように、アイヌ文化を学ぶ機会が増えたことで、市民の関心がより一層高まりつつある。しかしながらアイヌ政策推進交付金事業についてはまだ始めてから日が浅いことから市民全体にアイヌ文化への関心が広く浸透しているとは言い難い。また、恵庭アイヌ協会の減少や経済的理由により文化伝承活動に専念することができないなど、アイヌ文化等の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が課題となっている。シラッチセカムイノミとカムイノミ・イチャルパは運営の多くに近隣アイヌ協会の支援を受けて開催しているが、いずれも継続が困難になると予想されている。

このことから、継続してアイヌ文化について学ぶ機会を提供し、市民全員が先住民族アイヌの文化に愛着や誇り、アイデンティティを感じ、アイヌやサイレントアイヌの人々が自らのルーツに誇りを持って生きられる社会を実現することが重要である。

*アイヌ関連団体

- ・恵庭アイヌ協会（設立：昭和50年6月、代表者：会長 藤原 顕達氏、
会員数：7世帯）

*アイヌ文化等関連施設

- ・恵庭市郷土資料館

所在：恵庭市南島松157-2

現況：平成2年11月設立。アイヌ関連の考古・民俗資料の展示。アイヌ関連の企画展や講座等の開催。

（2）アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存在するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
K P I	全事業の総参加人数
令和6年度	70名
令和7年度	70名
令和8年度	70名
令和9年度	70名
令和10年度	70名

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■アイヌ文化マスター育成事業・・・市内の児童生徒がアイヌ語や恵庭市、釧路市阿寒などのアイヌ文化を学び、その集大成としてアイヌの人々や児童生徒を多文化共生、先住民尊重の先進地へ派遣し、本市の多文化共生社会の実現へとつなげる。事業完了時に参加者に報告書の提出を求めるとともに報告会を開催する。また有識者委員会を定期的に行い、事業の検討や評価などを行う。

■アイヌ文化学習見学会事業・・・公募した参加者をバスで国立アイヌ民族博物館などのアイヌ文化関連施設に引率する。単なる見学会にならないようにするため、現地の学芸員に解説を依頼するなどして、アイヌ文化やアイヌと和人とのかわりを深く学べる機会を提供する内容とする。

■アイヌ文化講演会事業・・・アイヌの歴史や文化に関する市民の理解促進を図るため、アイヌ文化講演会を開催する。

■ムックリ製作体験事業・・・公募した参加者がムックリ製作を行う。製作体験を通じてアイヌ文化を知る機会を提供し、多文化共生社会の実現を目指す。

5 計画期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：6,907千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■4-4に記載する事業は、道内のアイヌ文化を学び、海外の多文化共生社会づくりの先進事例を視察し、活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、多文化共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

全ての事業については、恵庭市の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。また全ての事業は、本市が定める入札資格を満たし、かつ他の事業実績を有する事業者への委託を想定しているが、反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である恵庭市郷土資料館が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である恵庭市郷土資料館が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、恵庭市アイヌ協会から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである、**全事業の総参加人数**について公表する。また有識者委員会により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

- ・評価の時期：目標の達成状況については、令和10年度末時点で最終評価を

行うほか、令和8年度末時点で中間評価を行う。KPI の達成状況の検証は、計画期間における毎年度3月までに行う。

- ・評価を行う内容：数値目標の達成状況について、毎年度5月に有識者委員会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、市公式ウェブサイトにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

*記載事項なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

*記載事項なし